

第2回

奈良市ごみ焼却施設移転建設計画策定委員会

日 時：平成18年 3月30日

午後6：00～

場 所：庁舎北棟6階 22会議室

次 第

開 会

1. 部長挨拶

2. 議 事

- (1) 第1回策定委員会議事録の確認
- (2) 奈良市ごみ焼却施設移転建設計画策定委員会設置要綱について
- (3) エネルギー回収推進施設（ごみ焼却施設）の建設計画における基本方針について
- (4) エネルギー回収推進施設（ごみ焼却施設）の移転候補地区を選定する際の基本条件について
- (5) エネルギー回収推進施設（ごみ焼却施設）の候補地選定方法について
- (6) 他都市における最新施設等について（事例報告）
- (7) 次回開催日程について

閉 会

(事前配布資料一覧)

- 資料 1 - 1 第 1 回策定委員会議事録
- 資料 1 - 2 第 1 回策定委員会議事録概要版
- 資料 2 奈良市ごみ焼却施設移転建設計画策定委員会設置要綱
(改正案)
- 資料 3 エネルギー回収推進施設(ごみ焼却施設)の建設計画における基本方針(案)
- 資料 4 エネルギー回収推進施設(ごみ焼却施設)の移転候補地区を選定する際の基本条件(案)
- 資料 5 エネルギー回収推進施設(ごみ焼却施設)の候補地選定方法(案)
- 資料 6 他都市における最新施設等について(事例報告)
- 参考資料 1 エネルギー回収推進施設とは
- 参考資料 2 ごみ処理施設の整備に伴う関係法令並びに施設整備計画の策定についての参考文献・参考資料
- 参考資料 3 現況施設の配置図及び奈良市環境清美工場パンフレット

(当日配布資料)

1. 森住委員よりの意見
2. 吉田委員他 4 名よりの意見書(2006 年 2 月 28 日付)

《策定委員会の開催概要》

- ・第 2 回奈良市ごみ焼却施設移転建設計画策定委員会開催概要

奈良市ごみ焼却施設移転建設計画策定委員会設置要綱（案）

（目的及び設置）

第1条 市民のより良い生活環境の形成を目指し、計画的かつ効率的にごみ焼却施設の移転を推進するため、奈良市ごみ焼却施設移転建設計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 奈良市ごみ焼却施設移転建設計画の策定に関すること。
- (2) 奈良市ごみ焼却施設移転建設計画に係る用地の選定及び事業手法の検討に関すること。
- (3) ごみ焼却施設の移転までの間における当該施設の設備及び焼却方法の変更に関すること。

(4) ごみ焼却施設を移転するまで、周辺住民の健康及び生活上の被害を生じさせないため、施設の構造及び環境汚染に関して必要がある場合には、委員会において検証し、適切な公害防止対策を講じること。

- (5) その他前条の目的を達成するために必要な事項

（組織）

第3条 委員会は、委員20人程度で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 自治連合会の代表者
- (3) 市民から公募した者
- (4) その他市長が適当と認めた者

（任期）

第4条 委員の任期は、2年とし、再任されることを妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長及び副委員長）

第5条 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選によってこれらを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。ただし、委員長が互選される前に招集する会議は、市長が招集する。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、委員会の会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(秘密の保持)

第8条 委員は、委員会の会議において、非公開とした事項については、他に漏らしてはならない。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、環境清美部施設移転推進室において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営その他について必要な事項は、委員長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成18年2月1日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、ごみ焼却施設の移転が完了し、移転後の施設が稼働した日限り、その効力を失う。

第2回委員会	
資料 3	H18.3.30

エネルギー回収推進施設（ごみ焼却施設）の建設計画における基本方針（案）

エネルギー回収推進施設（ごみ焼却施設）の建設計画における基本方針を以下のとおりとする。

（1）自然環境との調和

排ガス量の削減や焼却残渣の溶融、余熱エネルギーの有効利用など自然環境への負荷を軽減させ、地球にやさしい自然環境と調和する施設整備を進める。

（2）生活環境との調和

建築デザインの景観的配慮や環境保全ゾーンの確保、交通アクセスの確保など柔軟な対応により、地域に悪影響を及ぼさない周辺環境と調和した施設整備に努める。

（3）奈良らしさの確保

これまでの画一的な整備ではなく、国際文化観光都市として歴史的風土や個性を活かした奈良らしさを感じられる施設整備を進める。

（4）公害防止対策への配慮

ダイオキシン類の排出削減をはじめ、公害防止対策に十分配慮し、地域住民が安心して生活できる施設整備を進める。

（5）安全で安定した処理

ごみ処理が止まれば、直ちに市民生活に支障が生じるものであり、安全で安定した処理の行える施設整備を進める。

（6）市民の健康・福祉・教育への寄与

余熱利用施設のあり方も含め、市民の健康・福祉・教育に寄与する施設整備を進める。

（7）地域の活性化への寄与

余熱利用施設のあり方も含め、周辺地域の活性化に寄与する施設整備を進める。

（8）開かれた施設

市民に開かれた施設として、施設見学だけではなく、ごみ減量・リサイクルに関する学習・体験ができる施設とする。

また、循環型社会の象徴的な施設となることを目指す。

（9）法や上位計画との整合

近年の循環型社会形成を目指し、廃棄物関連法の改正に対応した施設整備を進める。

また、奈良市第3次総合計画、奈良市環境基本計画、奈良市一般廃棄物処理基本計画等の上位計画との整合性を図った施設整備となることを目指す。

とりわけ、奈良市一般廃棄物処理基本計画に定められた、基本理念、並びに基本方向等を十分にふまえた施設整備を進める。

（10）最新の技術動向の反映

近年、ごみ処理技術の進歩は目覚ましいものがあり、最新の技術動向を十分に反映させた施設整備を進める。

（11）効率的な施設整備並びに運営

近年の社会・経済情勢を十分に踏まえ、低廉かつ良質な公共サービスの提供のため、効率的な施設整備並びに運営を目指す。

（12）市民参加

計画策定において、市民参画の場の積極的確保や情報発信など、市民とともにつくる施設整備を進める。

第2回委員会	
資料 4	H18. 3. 30

〔移転候補地の選定〕

エネルギー回収推進施設（ごみ焼却施設）の移転候補地区を選定する際の基本条件（案）

移転候補地区の選定は、以下の8項目を基本条件とする。

－ 基本 条 件 －

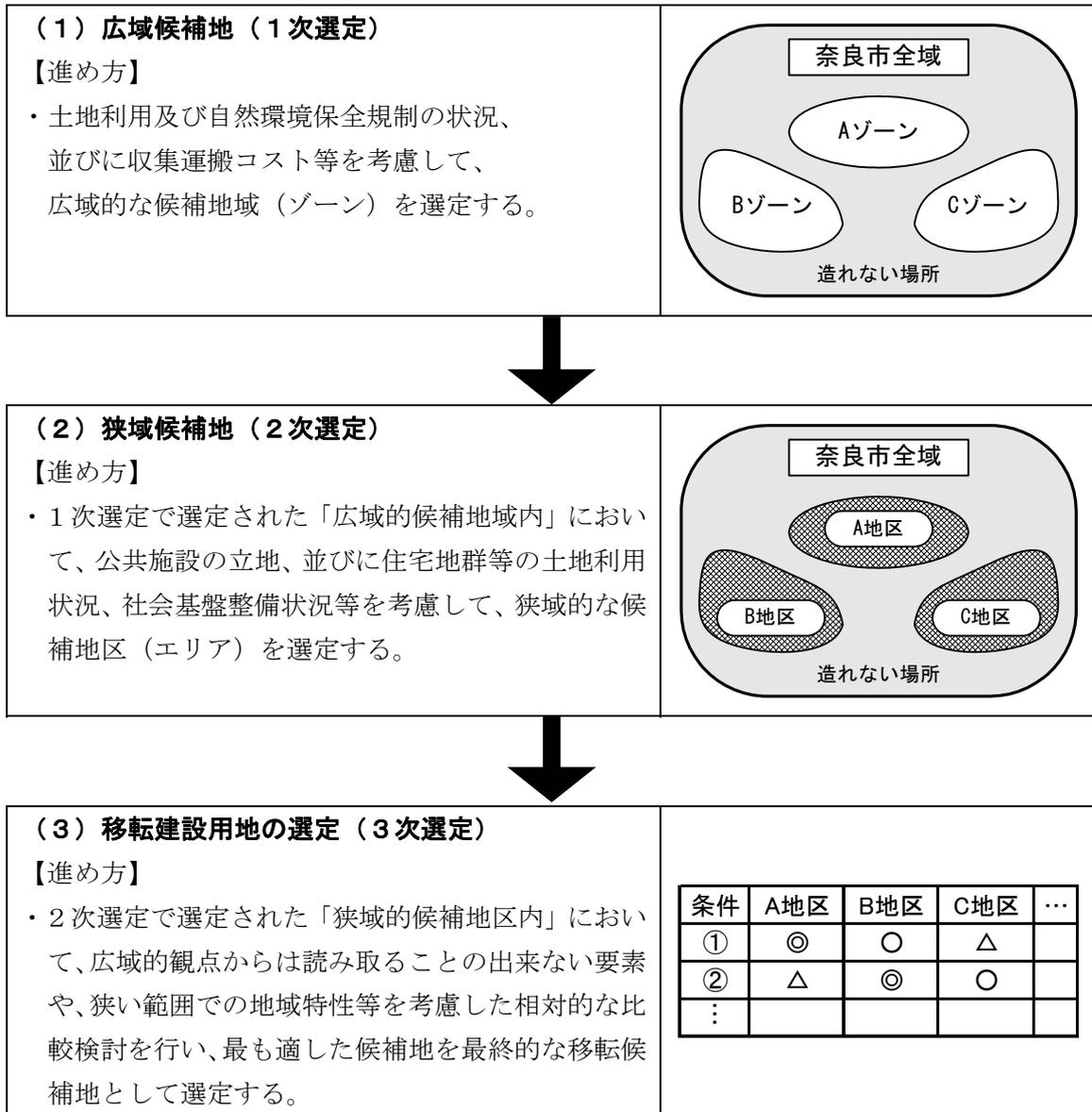
- ① 300m以内に学校、幼稚園、保育園及び病院がなく、住宅地群に近接していないこと。
- ② 自然環境を保全するため、自然公園地域、風致地区内、環境保全地区等は避けること。
- ③ 生活環境を保全するため、人口の密集した地域や、良好な住宅地（住宅専用地域）等は避けること。
- ④ 防災面に配慮するため、災害の危険性がある地域は避けること。
- ⑤ ごみの収集・運搬効率がよく、焼却後の残渣の処理に便利な場所を選ぶこと。
- ⑥ 将来にわたって、土地利用が決まっている地区は避けること。
- ⑦ 主な搬出入のための道路が整備出来ているか、整備出来ることが確実な場所であること。
- ⑧ 電気、ガス、水道等の供給設備の整備が困難でないこと。

エネルギー回収推進施設（ごみ焼却施設）の候補地選定方法について（案）

候補地の選定方法については、他都市での事例を参考にすると以下の方法が考えられます。

1. ゾーン指定による候補地の選定

広域候補地（1次選定）、狭域候補地（2次選定）として順次選定ゾーンを絞り込み、その後比較検討により最終的な候補地（3次選定）を選定する。

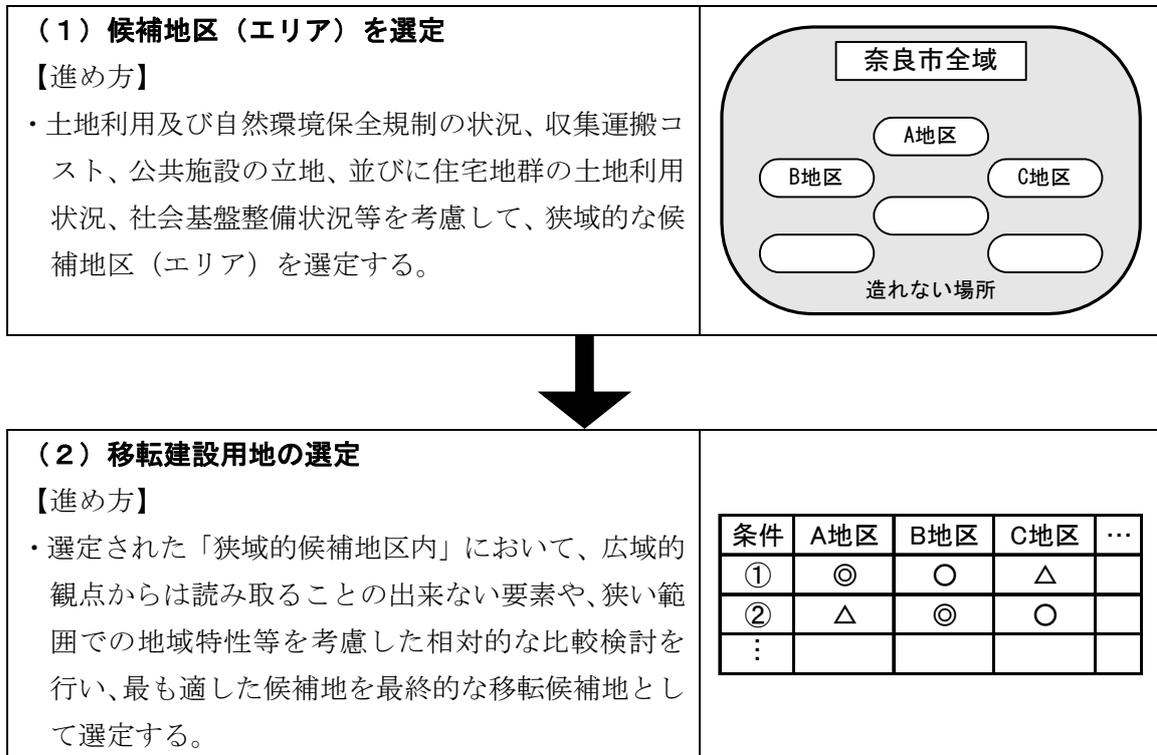


メリット 狭域候補地（2次選定）の選定作業においては、既に広域候補地選定（1次選定）により地域の絞り込みを行っていることから、調査・検討する地域の面積が少なく済み、効率よく作業を進めることが出来るため、市域の面積が広い都市での候補地選定方法としては、適していると考えられる。

デメリット 候補地選定における作業フローが複雑となる事から、最終的な位置決定に時間を要することも考えられる。

2. エリア指定による候補地の選定

市内全域から候補地選定条件に基づき、十数ヶ所の候補地（空閑地エリア）を選定し、比較検討により最終的な候補地を選定する。

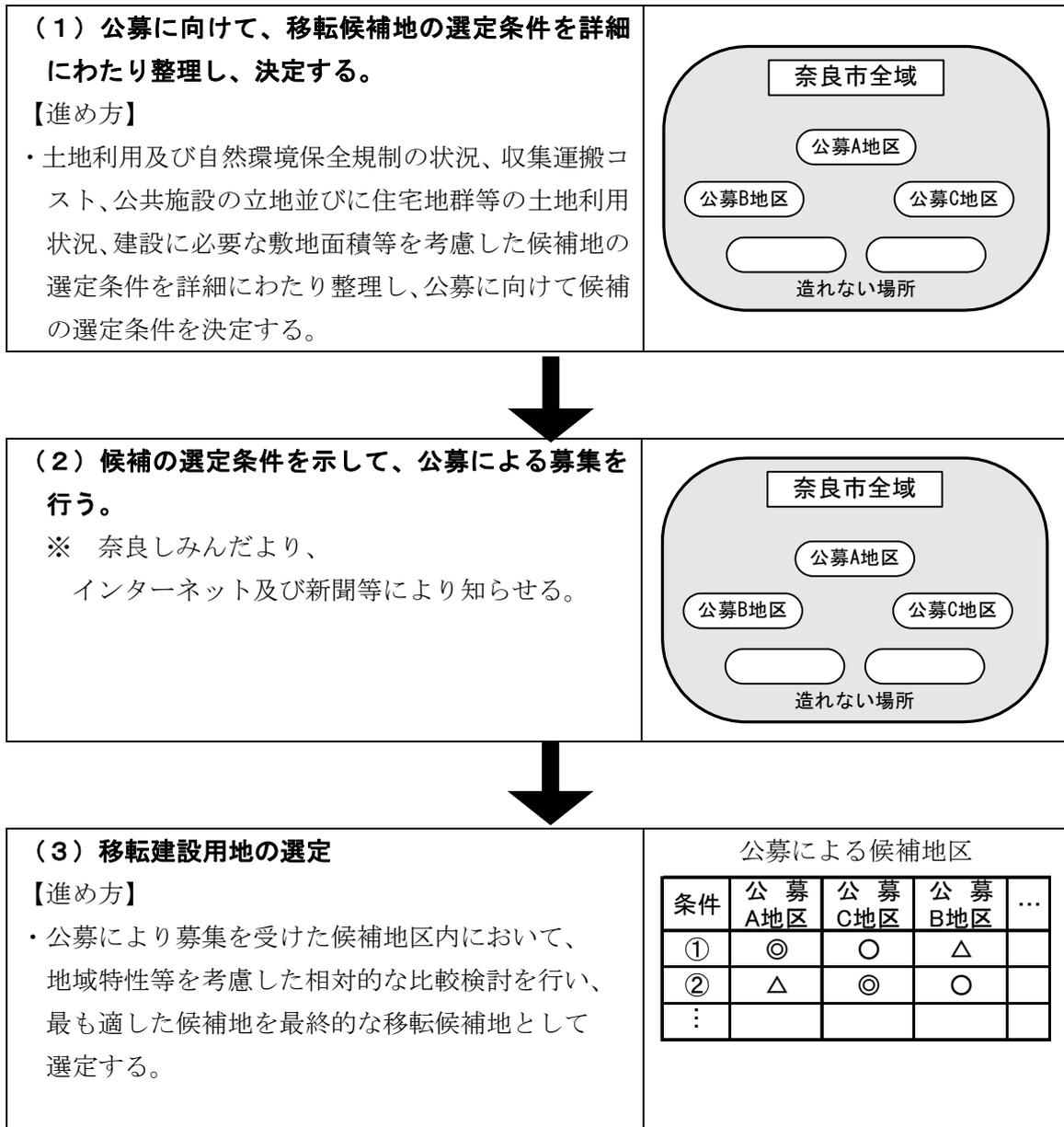


メリット 候補地選定における作業フローが簡単であり、また、市域が狭いため調査区域の面積が少なく、すむ都市での候補地選定方法としては、適していると考えられる。

デメリット 市域の全域において、一度に数多くの調査項目により調査を実施する必要があることから作業効率が悪く、市域の面積が広い都市での候補地選定方法としては、適さないと考えられる。

3. 公募による候補地の選定

候補地選定条件を示して公募による募集を行い、その中から比較検討により最も適した候補地を選定する。



メリット 公募による移転候補地の選定であることから、用地買収交渉については土地所有者との合意形成がすでに図られているので、スムーズに進めることが出来る。

デメリット 公募による募集件数が無かったり、また、募集を受けた地区において地形条件、進入路の確保等に課題があり、最終的な移転候補地としての要件を十分に満たしていない場合は、改めて他の方法により候補地の選定をやり直す必要がある。

他都市における最新施設等について（事例報告）

事業主体	宇都宮市他2町	川口市	所沢市	桜井市	樺原市	春日井市	海部津島環境事務組合	十勝環境複合事務組合	筑西広域市町村圏事務組合	泉北環境整備施設組合	備考
施設名称	グリーンパーク茂原	朝日環境センター	東部グリーンセンター	桜井市一般廃棄物循環型社会基盤施設	グリーンセンターかしはら	春日井市グリーンセンター	八穂グリーンセンター	くりりん	筑西広域市町村圏事務組合環境センター	泉北グリーンセンター	
炉形式	ストーカー炉+3相アーク式灰溶融炉	流動床式ガス化溶融炉	ストーカー炉+電気アーク式灰溶融炉	流動床式ガス化溶融炉	ストーカー炉+電気アーク式灰溶融炉	ストーカー炉+電気抵抗式灰溶融炉	ストーカー炉+黒鉛電極式灰溶融炉	ストーカー炉	ストーカー炉+電気アーク式灰溶融炉	ストーカー炉+プラズマ式灰溶融炉	
処理能力	焼却炉	130t/日×3炉=390t/日	140t/日×3炉=420t/日	115t/日×2炉=230t/日	150t/日	85t/日×3炉=255t/日	140t/日×2炉=280t/日	110t/日×3炉=330t/日	110t/日×3炉=330t/日	80t/日×3炉=240t/日	150t/日×3炉=450t/日
	灰溶融	40t/日×1炉		30t/日×2炉=60t/日		40t/日×2炉=80t/日(1炉予備)	40t/日×2炉=80t/日	28t/日×2炉=56t/日	-	31t/日	60t/日
	リサイクルプラザ	135t/5h	95t/5h	88t/5h	30t/5h	IHI	70t/5h	130t/5h	110t/5h	50t/5h	40t/5h
	びん類	46t/5h×2系列	びん:35t/5h	30t/5h	びん:3.34t/5h	びん:14t/5h	22t/5h	-	-	-	缶・びん:25t/5h
	缶類	8t/5h×1系列	缶:31t/5h		缶:0.78t/5h	缶:8t/5h	-	-	-	-	-
	プラスチック容器包装	-	9t/5h	15t/5h	0.31t/5h	3t/5h	1.5t/5h	22.9t/5h	-	2t/5h	-
不燃ごみ	35t/5h×1系列(内、不燃25t、粗大10t)	20t/5h	43t/5h(不燃、粗大)	粗大4.14t/5h、不燃16.72t/5h		45t/5h(不燃、粗大)	粗大4.1t/5h、不燃74t/5h	80t/5h	48t/5h(不燃、粗大)	不燃性粗大:22t/日 可燃性粗大:18t/日	
その他		新聞・雑誌・紙ハック ダンボール・紙箱・その他		ダンボール1.57t/5h、 雑誌3.14t/5h			トレイ/紙・布・ダンボール 類 6.3t/5h	ブラ減容 30t/5h		ストックヤード:2.2t/日	
事業費	焼却炉	約223億円	約131億円	約90億円	約42億円	約164億円	約224億円	約273億円	156億円	約112億円	
	リサイクルプラザ	約5,700万円/t	約3,100万円/t	約3,900万円/t	約2,800万円/t	約6,400万円/t	約8,000万円/t	約8,300万円/t		約4,700万円/t	
着工	平成10年1月	平成11年8月	平成12年度	平成12年度	平成12年度	平成11年度	平成10年度	平成5年度	平成11年度	平成11年度	
竣工	平成13年3月	平成13年4月	平成14年度	平成14年度	平成14年度	平成14年度	平成14年度	平成8年度	平成8年度	平成14年度	
施工	クボ東急柴田中村横山建設共同企業体	榊荏原製作所	JFEエンジニアリング榊	日立造船榊	榊タクマ	JFEエンジニアリング榊	三菱重工榊	榊荏原製作所	榊クボタ	榊タクマ	
敷地面積	21.8万㎡(内9.02万㎡)	3.1万㎡	5.98万㎡	3.33万㎡	23031㎡	3.33万㎡	4.99万㎡	7.30万㎡	2.9万㎡(内8,070㎡)	33717.63㎡	
建築面積	工:8,725㎡+管:816㎡	9,474㎡	工:13,466㎡+管:888㎡	4,150㎡	新:8,038㎡+既:1,115㎡	8,656㎡	12,884㎡	12,803㎡	工:6,568㎡(内リサイクル:1,854㎡)	新:8,539㎡+既:3,360㎡	
延床面積	工:24,741㎡+管:1,575㎡	24,169㎡	工:32,654㎡+管:1,743㎡	8,979㎡	新:19,162㎡+既:1,486㎡	24,241㎡	31,366㎡	23,438㎡	工:18,338㎡(内リサイクル:3,782㎡)	新:23,426㎡+既:7,734㎡	
公害防止基準	ばいじん	0.02g/Nm3以下	0.01g/Nm3以下	0.01g/Nm3以下	0.01g/Nm3以下	0.01g/Nm3以下	0.01g/Nm3以下	0.02g/Nm3以下	0.02g/Nm3以下	0.02g/Nm3以下	0.01g/Nm3以下
	硫酸酸化物	30ppm以下	10ppm以下	20ppm以下	50ppm以下	50ppm以下	10ppm以下	25ppm以下	K値17.5以下	43ppm以下	30ppm以下
	塩化水素	50ppm以下	10ppm以下	20ppm以下	50ppm以下	50ppm以下	15ppm以下	50ppm以下	430ppm以下	50ppm以下	30ppm以下
	窒素酸化物	70ppm以下	50ppm以下	50ppm以下	70ppm以下	80ppm以下	30ppm以下	70ppm以下	250ppm以下	100ppm以下	50ppm以下
	ダイオキシン類	0.1ng/Nm3以下	0.05ng/Nm3以下	0.01ng/Nm3以下	0.1ng/Nm3以下	0.1ng/Nm3以下	0.05ng/Nm3以下	0.1ng/Nm3以下	0.1ng/Nm3以下	0.05ng/Nm3以下	0.05ng/Nm3以下
発電	形式	過熱器付自然循環式ボイラ	過熱器付自然循環式ボイラ	過熱器付自然循環式ボイラ	自然循環式水管ボイラ	自然循環式ボイラ	加熱器付自然循環式ボイラ	三相交流同期発電機	加熱器付自然循環式ボイラ	水管式単鍋自然循環ポンプ	
	常用圧力	40kgf/cm2G	3.9MPa	40.8kgf/cm2G	最高3.8MPa常用3.0MPa	40kgf/cm2G	25kgf/cm2G	3.63MPa	40kgf/cm2G	4.0MPa	
	蒸気温度	400℃	400℃	400℃	300℃	400℃	400℃	295℃	400℃	400℃	
蒸気タービン:形式	抽気復水タービン	抽気復水タービン	復水タービン	抽気復水タービン	抽気復水タービン	抽気復水式	抽気復水タービン	抽気復水タービン	抽気復水タービン	単気筒横置多段動式タービン	
煙突高さ	80m	100m	90m	90m	59m	59m	59m	59m	89m		
啓発施設	学習・体験・情報コーナー	リサイクルショップ	リサイクルふれあい館	修理・工作室	啓発展示コーナー	再生利用展示コーナー	展示スペース	アメニティホール	リサイクル工房	展示室	
	再生品展示コーナー	リサイクル工房		映像研修室			リサイクル情報コーナー	リサイクル室	リサイクル展示コーナー	体験コーナー	
余熱利用施設	工場、研修室等	展示ホール	環境学習室・IT活用室	環境学習室	環境学習室	環境学習室	環境学習室	環境学習室	研修室		
		図書・ビデオライブラリー	市民工房室・バーナーク	市民工房室	市民工房室	市民工房室	市民工房室	市民工房室	市民工房室	市民工房室	
その他	茂原健康交流センター	20mプール、幼児プール	男女別浴室、シャワールーム	男女別浴室、シャワールーム	男女別浴室、シャワールーム	男女別浴室、シャワールーム	男女別浴室、シャワールーム	男女別浴室、シャワールーム	男女別浴室、シャワールーム	男女別浴室、シャワールーム	
		ミストサナ、休憩室等									
備考	プラットフォーム2階建	粗大ごみ処理施設は、計量機3機	戸塚環境センターで計量機4機	最終処分場+水処理施設	計量機4機	最終処分場	計量機1機	プラットホーム2F建て	計量機1機	プラットホーム2F建て	不燃性粗大(鉄屑0.02t、アルミ屑0.99t、不燃物5.15t、可燃物6.48t)ストックヤード(鉄屑1.76t、スプリング0.08t、タイヤ0.25t、古紙類0.11t)
		市内で他に焼却場あり	市内で他に焼却場あり	市内で他に焼却場あり	市内で他に焼却場あり	市内で他に焼却場あり	市内で他に焼却場あり	市内で他に焼却場あり	市内で他に焼却場あり	市内で他に焼却場あり	

※ この調査事例については、他都市における焼却施設のパンフレット等を参考に、奈良市でとりまとめたものです。

1. クリーンパーク茂原

1) クリーンパーク茂原の全景



2) クリーンパーク茂原の概況

施設名称	クリーンパーク茂原 焼却ごみ処理施設	
事業主体	宇都宮市（上三川町、石橋町との広域事業）	
所在地	栃木県宇都宮市茂原町777番地1ほか	
建物	管理棟：地上3階建て 工場等：地上7階建て	
炉形式	ストーカー炉+3相アーク式灰溶融炉	
処理能力	焼却炉	130 t / 日 × 3 炉 = 390 t / 日
	灰溶融	40 t / 日 × 1 炉
	リサイクルプラザ	135 t / 5 h
事業費	約 223 億円(焼却施設)、約 43 億円(リサイクルプラザ)	
竣工年月	平成 13 年 3 月	
煙突高さ	80m	
啓発施設	学習・体験・情報コーナー、再生品展示コーナー 工作室、研修室等	
発電能力	定格出力：7,500kW	
余熱利用施設	茂原健康交流センター	

3) クリーンパーク茂原の特徴

燃焼排ガスから、飛灰、ダイオキシン類、硫黄酸化物、塩化水素及び窒素酸化物等を除去するために、高度な排ガス清浄化システムを採用している。

灰溶融炉（電気溶融方式）で焼却灰を無害な溶融スラグとし、建設資材などに資源化・有効利用を検討している。

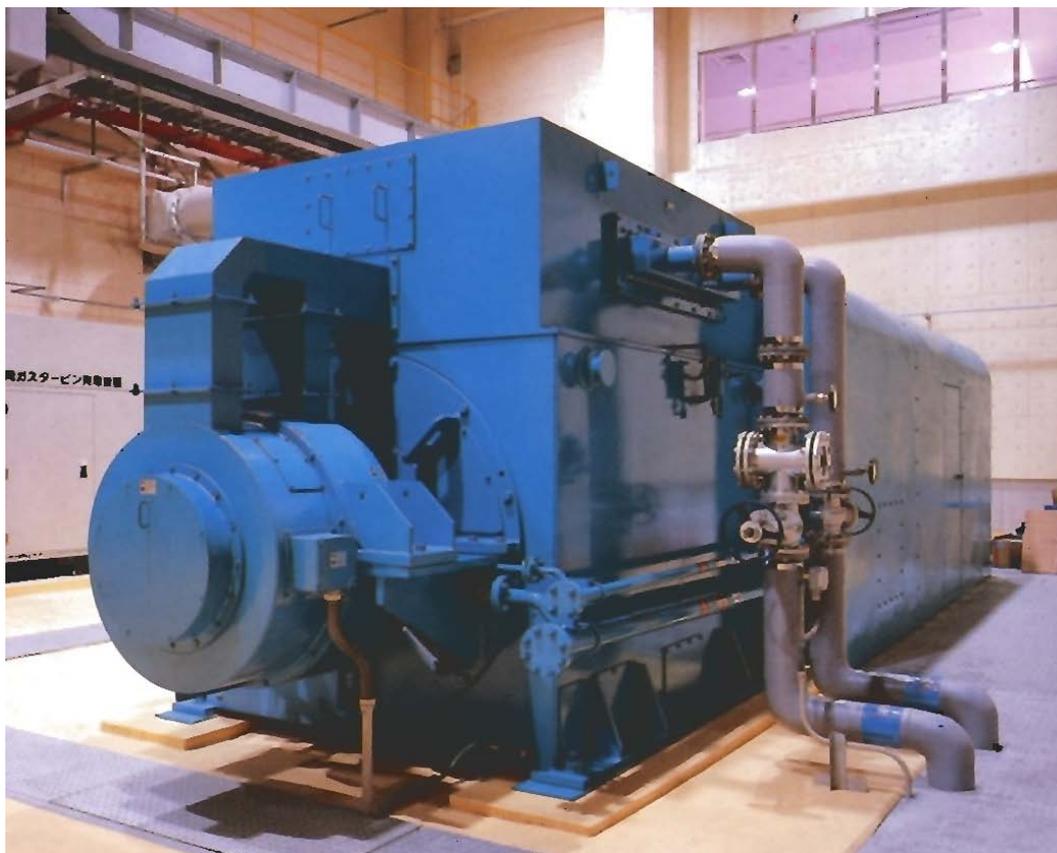
燃焼装置は、上向き摺動式ストーカーとセラミック製空冷壁を組み合わせた方式。安定した高温燃焼制御が行え、ダイオキシン類、NO_x等の発生が抑制でき、発電設備への蒸気供給も安定している。

プラント機能をつねに最高レベルに維持するため、自動燃焼制御システム・全自動クレーンシステムなど、IT化を徹底している。

常時排ガスの状況を表示する排ガス監視表示盤を工場入口に配置している。

4) クリーンパーク茂原の余熱利用等

温高压の蒸気を利用する、高効率ごみ発電を行っている。定格出力は 7500Kw、余熱を利用して隣接施設（浴場、プール）へ温水を供給している。



蒸気タービン発電機

2. 朝日環境センター

1) 朝日環境センターの全景



2) 朝日環境センターの概況

施設名称	朝日環境センター ごみ焼却処理施設	
事業主体	川口市	
所在地	埼玉県川口市朝日 4-21-33	
建築物	地下1階・地上5階建て	
炉形式	流動床式ガス化熔融炉	
処理能力	焼却炉	140 t / 日 × 3 炉 = 420 t / 日
	リサイクルプラザ	95 t / 5 h
事業費	約 131 億円(焼却施設)、約 66 億円(リサイクルプラザ)	
竣工年月	平成 13 年 4 月	
煙突高さ	100m	
啓発施設	リサイクルショップ、リサイクル工房、展示ホール、 図書・ビデオライブラリー	
発電能力	最大 12,000KW	
余熱利用施設	20m プール、幼児プール、男女別浴室、ジャグジー、 ミストサウナ、休憩室等	
その他	新エネルギー施設 太陽光発電：5 kW 風力発電：3.6 kW 太陽熱利用：真空太陽熱温水器 採湯量 400ℓ/日 雨水利用	

3) 朝日環境センターの特徴

流動ガス化炉は還元雰囲気のもと 550～600℃という比較的低い温度でゴミを熱分解しガス化させるので、アルミや鉄などの有価金属を未酸化のまま回収することができる。

焼却溶融炉の熱分解ガスは焼却空気と共に巡回しながら 1350℃という高温で燃焼し、ガス中の灰分はこの熱で溶融して「スラグ」として回収される。また、高温燃焼させることによりダイオキシン類の発生を大幅に減少させる。

ほぼ全ての設備の運転監視、制御をコンピューターにより行っている。

4) 朝日環境センターの余熱利用等

ボイラで発生した蒸気は、タービンを回し発電機により電気を発生させて施設内の電力をまかなっている。また、余剰電力は電力会社へ売電している。

さらに自然エネルギーを啓発施設や余熱利用施設で利用しており、余熱を利用した、男女別浴室、健康浴室、休憩室、ラウンジ、売店等を設けている。

余熱利用施設



3. 東部クリーンセンター

1) 東部クリーンセンターの全景



2) 東部クリーンセンターの概況

施設名称	所沢市東部クリーンセンター	
事業主体	所沢市	
所在地	埼玉県所沢市大字日比田 895 番地の 1	
建物	地下 2 階・地上 6 階建て	
炉形式	ストーカー炉＋電気アーク式灰溶融炉	
処理能力	焼却炉	115 t / 日 × 2 炉 = 230 t / 日
	灰溶融	30 t / 日 × 2 炉 = 60 t / 日
	リサイクルプラザ	88 t / 5 h
事業費	約 90 億円(焼却施設)、約 18 億円(リサイクルプラザ)	
竣工年度	平成 14 年度	
煙突高さ	90m	
啓発施設	リサイクルふれあい館	
発電能力	2,500KW × 2 基	
その他	新エネルギー施設 太陽光発電：3kW、風力発電：1kW 剪定木チップ化装置	

3) 東部クリーンセンターの特徴

ごみを燃やした後に残る焼却灰と焼却飛灰を溶融炉で溶融処理することで、アスファルト混合材や銅精錬原料などの再資源として有効利用する。

焼却炉は有害物質の発生を極力抑える最新型を備える。

東部クリーンセンターの煙突での排ガス測定値及び、西部クリーンセンターの排ガス測定値を公害表示板にて表示させる。

4) 東部クリーンセンターの余熱利用等

一般ごみを燃やした際に発生する焼却熱からもエネルギーを回収し発電、給湯等に有効利用する。

なお、新エネルギー施設として太陽光発電、風力発電設備を備えている。



渡り廊下・風力発電



太陽光発電

4. 桜井市一般廃棄物循環型社会基盤施設

1) 桜井市一般廃棄物循環型社会基盤施設の全景



2) 桜井市一般廃棄物循環型社会基盤施設の概況

施設名称	桜井市一般廃棄物循環型社会基盤施設
事業主体	桜井市
所在地	奈良県桜井市大字浅古 485 番地の 1
建物	建築面積 4,150 m ²
炉形式	流動床式ガス化溶融炉
処理能力(焼却炉)	150 t / 日
事業費	約 42 億円(焼却施設)、約 19 億円(リサイクルプラザ)
竣工年度	平成 14 年度
煙突高さ	90m
啓発施設	修理・工作室、映像研修室、環境学習室・IT 活用室、市民工房室・バーナーワーク
発電能力	1,990KW
余熱利用施設	場内給湯
その他	最終処分場＋水処理施設、し尿処理場併設

3) 桜井市一般廃棄物循環型社会基盤施設の特徴

ガス化炉により約 600℃でガス化処理した時に出たガスを利用し、約 1,350℃の高温で溶融する。灰などは溶融炉でスラグ化無害化した後、最終処分場に埋立処理される。

施設から排出されるガスは、最新の除去設備により処理し環境対策に期する。

分別収集した不燃ごみ・粗大ごみ・缶・ビン・ペットボトルを種類別に効率よく選別し、徹底した資源化を図る。

リサイクルプラザを併設しており、その他最終処分場も近くにある。

4) 桜井市一般廃棄物循環型社会基盤施設の余熱利用等

焼却により発生した熱はボイラで蒸気として回収し、さらに蒸気タービンによって発電して施設で利用することで経費の節約を図っている。

5. クリーンセンターかしはら

1) クリーンセンターかしはらの全景



2) クリーンセンターかしはらの概況

施設名称	クリーンセンターかしはら	
事業主体	橿原市	
所在地	奈良県橿原市川西町 1038-2	
建物	建築面積 新設 : 8,038 m ² + 既設 : 1,115 m ²	
施設名称	ストーカー炉 + 電気アーク式灰溶融炉	
処理能力	焼却炉	85 t / 日 × 3 炉 = 255 t / 日
	灰溶融	40 t / 日 × 2 炉 = 80 t / 日 (1 炉予備)
事業費	約 164 億円 (焼却施設)	
竣工年度	平成 17 年度	
煙突高さ	59m	
発電能力	5,000KW	
余熱利用施設	千寿荘 (温水併給)	

3) クリーンセンターかしはらの特徴

ばいじん、塩化水素ガス、ダイオキシン類、窒素酸化物、硫黄酸化物等の有害ガスは、最新鋭の除去設備で取り除き大気汚染を防ぐ。

臭気やホコリ、騒音が施設外へもれない対策を施している。また、低周波空気振動も周辺へ影響が出ない工夫を行う。

焼却灰は安全性の高いスラグとし、減容化を図る。

施設の運転管理は中央集中監視制御方式を採用し、施設全体の省力化および運転の効率化と安全性の確保を図る。

4) クリーンセンターかしはらの余熱利用等

焼却で発生する熱で蒸気を作り、施設内外への給湯を行っている。

ボイラで作られた蒸気でタービン発電機をまわし、最大5,000kWの発電を行う。



灰溶融炉（電気アーク式）

森住委員よりの意見

◎森住明弘です。前は箕面市の審議会と重なり欠席せざるを得ずすみません。

◎前回の資料を読ませていただき気づいたことを少し申し上げます。

◎設置要項に関し3つあります。

(1) 決めていくであろう新候補地の住民の方の位置づけがわからないことです。

①委員会との関係はどうされるつもりですか？別の会を立ち上げるのか？この会が対応するのか？

②後者の場合、第3条が関係してくると思いますが、位置づけがわかりません。

③「20人程度で組織」とありますから、数名追加し、その中に入っていただくのですか？

④その場合、反対の気持ち強い地域であれば、恐らく多勢に無勢と感じられますから参加しない恐れが強いです。第6条の3項で、「過半数で決する」となっているからです。

⑤参加してくれない場合、この会議で決めてきたことが、機能せず、暗礁に乗り上げることになります。

⑥従って、先ず全員で考え議論すべきことは、どのような仕組みにしておくか、新候補地の方が参加しやすくなるか、ではないかと思ひます。

(2) 各委員が第3条の4種類の枠のうち、どれに該当するかが必ずしもよくわからないことです。

①私は、調停書による公害調停申請人の会の推薦を受けた一人ですが、その枠組みがないので、4つのどれに該当するのかよくわかりません。

②他の方の役職と4種類の関係を教えてください。弁護士や市議会議員がよくわからないのです。

(3) この要項の改正に関する条項がないことです。

どの行政も市民参加を進め、各種委員会への参画等が増えていますが、会議をスムーズに進めるための基本的約束事である要項が、たいてい事務局を担う行政が作り、その是非等の議論をしないまま、会議が進行しますので、うまく収拾できない事例も増えていっています。そうならないようにするためには、委員会の憲法となる要項を事務局が作ってくれた「たたき台」と位置づけ、参加者が合意できる約束事にした方が市民参加が活かされる

◎次は、会議の進め方です。最も重要な課題は、新候補地のスムーズな決定ですが、いうは易し・・・で、容易に決まりません。でもうまく決めたところもありますから、最初に学習する必要があるのは「あるべき施設」でなく「どうしたら新候補地の方とよい関係性が築けるのか」だと思います。そのためには失敗したところ、成功したところの経験を学び、同じ轍を踏まない道を私達が探すことだと思います。

ところが事務局の提出されたスケジュールは「あるべき施設」の造り方に沿っています。これでは多分、新候補地の方とよい関係は築けないと思われますから、先ず私達が学習する必要があるのはうまく合意できた先進地の住民、行政の方と話し合うことだと思います。

2006年2月28日

奈良市ごみ焼却施設
移転建設計画策定委員会
会長 郡 篤 孝 殿

意見書

委員 吉田 隆一
委員 阪本 昌彦
委員 国領 弘治
委員 佐藤 真理
委員 田中 啓義

私たちは、第1回委員会における議事及び議事に関する委員会の議論を踏まえ、次の通り、意見を述べます。

1 奈良市ごみ焼却施設移転建設計画策定委員会設置要綱（以下「委員会設置要綱」という）の修正について

第1回委員会においては、冒頭で、奈良市の委員会事務局から、委員に対して、委員会設置要綱が示されました。

しかし、本委員会設置の本旨は、行政への市民参画にあります。そのことからすれば、委員会の活動を規定する、委員会設置要綱は、行政が定めるのではなく、委員会自身が定めるべきであると考えます。

そこで、私たちは、委員会設置要綱を別紙修正案の通り修正されるべきであると考えます。そして、その修正の要否は、委員会の決議に付せられるべきであると考えます。

2 委員会設置要綱の検討を「部会」に委ねることの提案について

上記委員会設置要綱の修正の要否について、当面、2ヶ月に1回しかない委員会で、それを一から議論するとすれば、移転候補地の選定等、委員会の重要な議題に関する議論の時間がなくなるおそれがあります。

私たちは、委員会設置要綱の別紙修正案でも示す通り、必要に応じて、委員会内に部会を組織し、部会において論点整理を行って委員会に報告し、委員会の円滑な意思決定に資することがよいと考えています。

そこで、委員会設置要綱の修正の要否に関しても、第2回委員会で、部会の設置だけを決定し、部会が、第3回委員会までに、論点整理し、第3回委員会において、その論点整理に基づき、修正の要否を決することにすればよいと考えています。

そして、この部会の構成員については、第2回委員会で部会参加希望委員を募り、その委員数名と委員長で構成する、という方法でよいのではないかと考えています。

3 委員会議題資料に関する早期送付について

2ヶ月に1回の委員会における議論を充実させるためには、次回委員会議題資料が、早期に、委員会委員に送付され、委員が予め十分に検討できるように配慮される必要があります。

そこで、委員会議題資料は、原則として委員会の2週間前までには、委員会委員に全て送付してください。

第2回委員会では、移転候補地の選定条件(案)の検討が議題とされています。移転候補地の選定は、本委員会の最重要議題ですので、第2回委員会の2週間前で、可能な限り早い時期に、ご送付下さい。

また、私たちの本意見書についても、既に提出済みの「私たちの『公害調停申請』について奈良市民の皆様のご理解とご賛同を切にお願いいたします」と題するパンフレットとともに、2週間前までに全委員にご送付下さい。

4 現在の奈良市ごみ焼却施設視察について

本委員会は、現在の奈良市ごみ焼却施設の早期移転を約した公害調停の成立を受けて設置された委員会です。

現在の奈良市ごみ焼却施設の早期移転の必要性や、ごみ焼却施設の立地のあるべき姿を実感するには、現在の奈良市ごみ焼却施設の視察が是非必要であると考えます。

第1回委員会で配布された資料3「今後の策定委員会開催日程(案)」では、第6回で「他都市の施設視察」が予定されています。

私たちは、他都市の施設視察も必要ではありますが、まずは、現在の奈良市ごみ焼却施設の視察を優先すべきであると考えます。

5 資料2-1「委員会での検討事項(案)」について

第1回委員会において、奈良市から、資料2-1「委員会での検討事項(案)」(以下「検討事項案」という)が提出されました。

私たちは、これに対して、次の通り、意見があります。

(1) 移転候補地の選定条件について

まず、検討事項案I1(2)では、移転候補地の選定条件について、①②③の3条件を挙げています。しかし、これでは、調停条項第2条で掲げられていた「環境への影響に対する考慮」という条件が欠落しています。

確かに、①は、環境面からの立地条件ですが、この立地条件は、あくまでも最低限の基準です。公害調停においては、①の基準が満たされていれば環境面がクリアされるというわけではない、という議論があって、特に「環境への影響に対する考慮」が付け加えられた経緯があります。

従って、移転候補地の選定条件の③として(原文の③は④とする)、「環境への影響ができる限り少ない地域を選定すること。」という条件を定めるべきです。

(2) ごみ焼却施設に関する表現について

次に、検討事項案では、ごみ焼却施設について「エネルギー回収推進施設」と表現されています。しかし、私たちは、そのような表現には違和感を感じます。

本来、ごみ施策は、リサイクルからリユース・リデュースへ、サーマルリサイクルからマテリアルリサイクルへ、とシフトされるべきところです。

ところが、「エネルギー回収推進施設」という表現の仕方は、むしろ、サーマルリサイクルのためのごみ排出を推進するかのような印象があり、リユース・リデュース施策に逆行するかのような印象があります。

そこで、ごみ焼却施設は、「エネルギー回収推進施設」でなく、「循環型総合リサイクル施設」と表現するべきであると考えます。

これは、調停条項でも謳われていた表現です。

以上

別紙 要綱修正案（下線部が修正案）

第1条 ……計画的かつ効率的にごみ焼却施設の移転を推進するため、奈良県公害審査会平成15年（調）第1号事件、平成17年（調）第1号（参加）事件における公害調停に基づき、奈良市ごみ焼却施設移転計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

※ 本委員会は、2005年12月26日の公害調停成立によって組織されたものです。公害調停が成立に至った経緯や公害調停で議論された事柄、そして、成立した公害調停の精神は、常に、委員会で確認される必要があると思います。よって、第1条の目的の中に盛り込まれるべきです。

第2条 (3) ごみ焼却施設の移転までの間における当該施設の公害防止対策並びに、当該施設の設備及び事業手法の検討に関すること。

※ 調停条項第3条に、委員会の所掌事項として、明記されているものです。

第3条 (4) 公害調停申請人ら及び同申請人らが推薦した学識経験者

※ 調停条項第6条に、列挙されています。公害調停に基づいて組織された本委員会においては、欠かせない構成員なので、要綱においても明示するべきです。

第5条 委員会に委員長及び副委員長3人を置き、……

※ 第1回委員会において、副委員長の人選については議論になりました。私たちは、本委員会に公害調停の経緯や精神を十分に反映させる必要があると考え、公害調停に深く関わってきた2人の委員を推薦しました。他方で、第1回委員会で委員長に就任された郡篤先生は、理科系専攻の委員を副委員長として推薦したいとのご意向でした。ところで、本委員会で充実した議論の場を確保するためには、議事進行の事前協議や事前論点整理を充実させるべきで、そのためには、議事進行者の十分な事前合議が必要です。そして、その事前合議は、委員長と委員会事務局によって担われるべきでなく、委員長を含めた複数の委員によって担われるべきであると考えます。そうするとき、副委員長は1人でなく3人程度あってもよいのではないかと考えるものです。

第6条

3 委員会の議事は、全会一致をめざし、慎重審議を尽くすこととする。
それでも意見が分かれる場合には、採決により出席委員の過半数で決し、

可否同数のときは、議長の決するところによる。

※ 第1回委員会で確認された通り、安易な多数決を戒め、慎重審議を尽くすとの原則を明らかにしておくべきだと考えます。

第8条 委員会の審議は原則として公開する。

- 2 委員会が審議あるいは特定の事項を非公開とするには、合理的な理由が必要であり、かつ出席委員の3分の2以上の多数の議決を必要とする。
- 3 審議あるいは特定の事項の非公開を決定した場合は、委員長はその理由を公表しなければならない。
- 4 委員は、委員会の会議において、非公開とした事項については、他に漏らしてはならない。

※ 秘密の保持の前提として、公開原則を明らかにし、非公開とする場合の要件を定める必要があると考えます。

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営その他について必要な事項は、委員会が定める。

※ 本委員会は、市民参画の民主的な委員会ですので、「委員長が定める」のではなく「委員会が定める」とすべきだと考えます。

第〇条（追加）委員会は、必要なときに、部会を設置することができる。

- 2 部会は、委員会から委ねられた一定の事項に関して、調査・研究・検討し、委員会に報告する。

※ 部会設置の必要性は、第1回委員会において奈良市から交付された資料2-2にも記載されています。また、その他にも、本委員会での議論を充実させるため、その都度、部会設置の必要性が生じるでしょう。そこで、部会を要綱で明示し、また、その権限についても明確にしておく必要があると考えます。

第〇条（追加）要綱は、委員会の決議によって変更できる。この場合の決議は、全委員数の多数決をもってなす。

※ 委員会は、要綱の制定権と共に変更権もあると考えます。

第2回委員会	
開催概要	H18.3.30

第2回 奈良市ごみ焼却施設移転建設計画策定委員会

開催概要

日 時 平成18年3月30日(木)

18:00～20:00

場 所 奈良市庁舎北棟第22議室

【次 第】

開 会

1 部長挨拶

2 議 事

(1) 第1回策定委員会議事録の確認【資料 1-1】【資料 1-2】

(2) 奈良市ごみ焼却施設移転建設計画策定委員会設置要綱について
【資料 2】

(3) エネルギー回収推進施設(ごみ焼却施設)の建設計画における基本
方針について 【資料 3】

(4) エネルギー回収推進施設(ごみ焼却施設)の移転候補地区を選定す
る際の基本条件について 【資料 4】

(5) エネルギー回収推進施設(ごみ焼却施設)の候補地選定方法につい
て 【資料 5】

(6) 他都市における最新施設等について(事例報告) 【資料 6】

(7) 次回開催日程について

閉 会

〔配付資料〕

- ・資料 1－1 第 1 回策定委員会議事録
- ・資料 1－2 第 1 回策定委員会議事録概要版
- ・資料 2 奈良市ごみ焼却施設移転建設計画策定委員会設置要綱
(改正案)
- ・資料 3 エネルギー回収推進施設(ごみ焼却施設)の建設計画における基本方針(案)
- ・資料 4 エネルギー回収推進施設(ごみ焼却施設)の移転候補地区を選定する際の基本条件(案)
- ・資料 5 エネルギー回収推進施設(ごみ焼却施設)の候補地選定方法(案)
- ・資料 6 他都市における最新施設等について(事例報告)

- ・追加資料 吉田委員他 4 名よりの意見書
- ・参考資料 1 エネルギー回収施設とは
- ・参考資料 2 ごみ処理施設の整備に伴う関係法令並びに施設整備計画の策定についての参考文献・参考資料
- ・参考資料 3 現況施設の配置図及び奈良市環境清美工場パンフレット

第2回 奈良市ごみ焼却施設移転建設計画策定委員会 参加者名簿

区分	氏名	役職等
委員長	郡 崑 孝	奈良市清掃業務審議会会長(同志社大学教授)
委員	今井 範子(欠席)	奈良女子大学教授
〃	岡本 志郎	奈良市清掃業務審議会委員(奈良市議会議員)
〃	片山 信行	奈良市ごみ懇談会会長
〃	木内 喜久子(欠席)	学園大和生活学校運営委員長
〃	國領 弘治	公害調停申請人の会広報部長
〃	阪本 昌彦	公害調停申請人の会副会長
〃	佐藤 真理	弁護士
〃	竹内 寛	右京地区自治連合会会長
〃	田中 啓義	弁護士
〃	田中 幹夫	弁護士
〃	馬場 徹	奈良市自治連合会会長
〃	坊 忠一(欠席)	奈良国際文化観光都市建設審議会委員
〃	前迫 ゆり	佐保短期大学教授
〃	三浦 教次	奈良市清掃業務審議会委員(奈良市議会議員)
〃	元島 満義	市民公募委員
〃	森住 明弘	NPO法人大阪ごみを考える会理事長
〃	安田 美紗子	市民公募委員
〃	山口 裕司	奈良市清掃業務審議会委員(奈良市議会議員)
〃	吉田 隆一	公害調停申請人の会会長
〃	渡辺 信久	大阪工業大学教授
事務局	平岡 譲	環境清美部長
〃	野口 宏	西部出張所長
〃	豊田 正博	環境清美部次長
〃	大福 啓司	環境清美部企画総務課長
〃	奥田 勉	環境清美部環境清美工場長
〃	北林 隆雄	環境清美部施設移転推進室長
〃	松本 博文	環境清美部施設移転推進室長補佐
〃	吉住 之宏	環境清美部施設移転推進室長補佐
〃	棚田 整	環境清美部施設移転推進室主任
〃	平木 典次	環境清美部施設移転推進室主任
コンサルタント	佐藤 享	(株)環境工学コンサルタント

敬称略

(議 事 録 概 要)

1. 部長挨拶

2. 議事《意見要約》

意 見 要 約 内 容	
事務局(松本) 佐藤委員 郡寫委員長 佐藤委員 郡寫委員長	<ul style="list-style-type: none"> ● 前回欠席の委員紹介 ● なぜ最初から傍聴人入れないのか。 ● 他の所でも、委員会で一度聞いた上でやっておりますので。 ● 今後改善してください。 ● はい。記憶には留めておきます。
郡寫委員長	<p>(1) 第1回策定委員会議事録の確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 次回から概要版でやり、そしてそこで確認をして頂いて、おかしいということであればテープの中で聴いて頂いて確認をするという形で、最終的に概要版のところをこの委員会でやっていくということでさせて頂きたいと思います。
森住委員	<p>(2) 奈良市ごみ焼却施設移転建設計画策定委員会設置要綱について</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 設置要綱の問題は、大事な点が良くわかりません。新候補地を決めるというのはすごく難しいことです。新しく予定地が決まる方と、私達がどういう関係性を作っていたらいいのか、そのことを少なくとも要綱に反映させて頂きたいのです。行政の事務局の方の考え方をお聞きしたいのが1点目です。それから2点目は、私がこの要綱のどこに該当するのかよくわからない。私の位置付けを要綱の中にきちんとしておいた方がいいんじゃないか。それから3点目は、新候補地の方とどういう関係性作れるかが一番大事なことです。そのことを成功した事例と失敗した事例をまず勉強して、どういう関わり方をすると成功するのか。その知識を私達が持った上で、ここで審議しないとほんとに絵に描いた餅の審議になると思います。そのプロセスを大事にしないと信用されない。その意味で、行政と市民の関係が非常に良くなった事例もたくさんありますから、私たちがまず勉強して、それで新候補の方とどういう関係性を作ったらいいのか、その議論を充分やった上で、新しい焼却施設の何がいいのか、そういう議論に持っていった方がいいと思います。
事務局(北林)	<ul style="list-style-type: none"> ● 今現在の策定委員会は、地元の自治連合会あるいは奈良市自治連合会の方々が入って頂いておりますのは、ごみ問題は、奈良市全体の問題としてまず位置付けております。それと併せまして、今後この事業が進捗していく過程におきまして、ある程度移転先候補地が決まってきた段階で、そちらの連合会の方を入れて進めていきたいというように思っておりますので、設置要綱までは明記ということはまだ考えておりません。森住先生の位置付けでございますが、申請人の会が推薦されました学識経験者ということでご参加して頂いております。
森住委員	<ul style="list-style-type: none"> ● 今の奈良市側の意見解りました。予定地が1つに絞られてから、その地域の方を代表として選ぶという考え方ですね。そうすると、多分入ってこないと思います。多勢に無勢ですから。要綱では過半数で決定するとなっています。予定候補地の委員一人です。来るとは思いますか。だからよそはどういう工夫をして、地域の方と関係性結んでいるかを調べた上で、要綱に書いて欲しいということです。
田中(啓)委員	<ul style="list-style-type: none"> ● 新しい候補地の住民の方をいつどの段階で参加させるべきかということや、私どもが

意見要約内容

佐藤委員	<p>提出させて頂いた意見書について、この場で議論をして行くとせつかくの重要な議題が飛んでしまいますので、要綱についての部会は参加希望委員を募って頂いて整理する場が必要ではないかと思っています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 私どもの提案の中身は、部会を設定し、そこで十分に論議してできれば第3回の次の委員会の時に、論点を整理して出させて頂いて、皆さんの議決で確定をするという方法がどうだろうかというふうに思っています。それは要綱修正案の中に追加項目ということで、5頁のところ第10条の次に、委員会の必要な時に部会を設置することができる、部会は委員会から委ねられた一定の事項について、調査研究検討して委員会に報告するということとなります。この委員会で審議することがたくさんありますから、とりあえず要綱についての部会を提案したんです。部会については論点整理、権限は論点整理のみと、委員はこの部会について自由に出席することができる。この部会の構成について第2回委員会で部会参加希望委員を募りその委員数名と委員長で構成するという方法でよいのではないかと考えています。今日とりあえず部会の設置を決めて頂ければ、希望者を募って頂いたら、2月位先に次の委員会入るでしょうから、例えば1月先位にこの部会、開いて頂いて、そこで充分論議をする。第3回の時には副委員長の人数だとかいうことについても、委員が自主的に定めた要綱案の論点案というのが整理されて皆さん方に提示できるんじゃないかなと思います。
A委員	<ul style="list-style-type: none"> ● 部会をやっぱり作ったらいいと思います。先程森住先生の言われたようなことを検討する部会、それから技術的な問題を検討する部会、それから設置場所を選定するような部会、そういうふうな3つ位の部会を作ったらいいと思います。それともう一つは副会長、3人というのが出ておりますが、やはり副会長は1人にして頂いて、その残りは、運営の少委員会みたいなものを作ってそこで議論をして頂いたらというふうに思います。
岡本委員	<ul style="list-style-type: none"> ● 過去に17年の10月頃、4つの部会とかいう案も示された経緯があったのかどうかということと、部会の設置に関しての条項というのは規定されてなかったのではないかとと思うのですが、ご説明をしてもらいたい。私としては、ごみの焼却施設の機種選定とか専門的な審議とか検討する場合においては、専門部会というものがあればいいんじゃないかと認識しておりますけども、その移転先の候補地の選定とか環境アセスとかそういう種々の問題については、これは全委員の方々に審議検討してもらった方がいいのではないかと。部会を設置する場合は、設置要綱の第10条に要綱に定めるもののほか委員会の運営その他について必要な事項は、委員長が定める。と規定されておられますから、これを持って運用されたいのではないかと思います。
事務局(北林)	<ul style="list-style-type: none"> ● 過去の公害調停で平成17年の4月27日付けで申請人の方々から調停案の修正ということで、委員の数は40名で建設検討委員会を設置し、委員会に用地選定とか建設選定部会を含め4つの部会を設置してはどうかという案が示されました。ただ私ども、設置要綱につきましては、市長の裁量によりまして設置させて頂いたところです。部会設置は、事業の進捗状況に応じて、部会を設置して頂いたほうが、事務が円滑にできると考えております。策定委員会にご出席して頂いております委員の方々全員によって審議して頂いて、部会も結構ですけども、日程的に大変困難ではないかというのが正直な気持ちでございます。
佐藤委員	<ul style="list-style-type: none"> ● 私どもが申し上げた部会というのは決定する訳ではない。あくまで全て決定するのは

意見要約内容

	<p>この委員会で決める。要綱案については相当不十分だということで案出されたんです。事務局サイドは事務局サイドでお考えがあると思います。事務局はこの委員会のときは、あまり事務局主導はいかんと前回3回発言しています。事務局と委員とが一体化してこそ、郡寫委員長言われるように奈良市全体の為になるそういう計画が満たされると思います。委員会は委員の自主的に運営できるものでなければならないと思う。部会で事務局サイドの意見も、ある程度出して頂いて、我々5人はこういう修正案出したけれども、これでいいのか、どんな問題点が事務局サイドあるのか、正直出してもらって詰めて、整理したものを次の委員会にお出しするという方が効率的ではないかと思う。今の段階で3つも4つも委員会で部会を作る必要はない。とりあえず要綱についてだけ部会を設置し、論点整理して次回の本委員会に出すようにされたらどうかというふうに申し上げている訳です。</p>
森住委員	<ul style="list-style-type: none"> ● 行政の方は、この会議を円滑に進めるために部会は必ずしもいらなくもおっしゃいますが逆です。円滑に進めようとする、特に市民が参加されると時間がかかります。初歩的な質問がいっぱい出てくる。私が成功したのは、川西市の施設組合の例です。本会議は2年間で12回ですが部会は60回やりました。1回あたりで4時間かかりました。その位してやっと市民と行政との関係がよくなるのです。
郡寫委員長	<ul style="list-style-type: none"> ● この要綱で本当に都合が悪くなった場合に、発言を頂いてこれは要綱を変えてもらわなくちゃいけないということで少し、皆さん方とご相談させて頂くというような、プラグマティックな形で進めてきて頂くということで、これを預りにさせて頂いてよろしゅうございますか。
佐藤委員	<ul style="list-style-type: none"> ● 副委員長の問題とか森住委員が先程、自ら発言されたけど、位置付けはということで、私どもの第3条4でね、公害調停申請人が、こういうのあるんですよ。
郡寫委員長	<ul style="list-style-type: none"> ● 先程、森住委員はご了解頂きましたように、市長が推薦するものの中の学識経験者の中に入ってられる訳です。だからその問題は片付いております。副委員長もちょっと棚上げにさせて頂きます。
森住委員	<ul style="list-style-type: none"> ● 新候補地の住民の方の位置付けをここになんらかの形で表しとかないと、要綱を攻められますよ。
郡寫委員長	<ul style="list-style-type: none"> ● わかりました、そうすると新たに移転地の候補地になったところを代表する委員という形で、今のところは選ばないという形で入れておく。
森住委員	<ul style="list-style-type: none"> ● ただし多数決で決定するということがある限りは入りません。要綱には多数決で決定すると書いてありますからね。
郡寫委員長	<ul style="list-style-type: none"> ● 文言が書かれていることから、その通りやるという形は、私自身は取りたくないと思っています。できるだけ奈良市全員のという形が必要ですけど、なかなか全員はできない。最大多数の合意を得るような形で円満にやりたいというふうに考えております。委員の所だけのご反対ないですか。そこは付加えをしてください。
森住委員	<p>(3) エネルギー回収推進施設（ごみ焼却施設）の建設計画における基本方針について</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 最初の名前からして、非常に疑いを持たれる名前です。エネルギー回収施設としますと、焦点はプラスチックをどうするかなんです。プラスチックを燃やさないエネルギー出ないです。一方でプラスチックというのはマテリアルリサイクルの方向性が

意見要約内容

渡辺委員	<p>進んでいます。こういう言葉を反対される方がどう解釈するのかいうことをここで議論しとかないといけない。その意味で先進地域に行って、行政の方はどういう行動をしたのか、そこのところを勉強しないとけない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 循環型社会ということでエネルギーあるいはマテリアルいわゆるリサイクルとか3Rとかいう言葉の中に非常にそのビジネスライクなものを感じる。ごみの焼却というのはあくまで衛生的にごみを処理処分する、又は減容するためであって、エネルギーを回収するためというのはずっと後から作られたものですので、やはり原点に戻ってごみの処理処分を円滑に、またこうやってごみを処理してるんだよということを見せられるような、そういう施設が多分いいんだろうなと思います。
阪本委員	<ul style="list-style-type: none"> ● エネルギー回収推進施設という表現の仕方は、むしろサーマルリサイクルの為のごみ排出を推進するかなのような印象があって、リユース、リデュース施策に逆行するような印象がある。従いまして、エネルギー回収推進施設ではなく循環型総合リサイクル施設、こういうふうに銘々すべきではないか。
三浦委員	<ul style="list-style-type: none"> ● 基本はごみの焼却施設ですね。これが建設計画に謳われるというふうなことであれば、当然これは、ごみ焼却施設の建設計画における基本方針です。文章におけるネーミングはあくまでも判りやすいネーミングでやるべきじゃないかなというふうには私は思います。移転候補地になったとこで、その人達の気持ちというのを優先しなきゃいけない。
吉田委員 郡寫委員長 A委員	<ul style="list-style-type: none"> ● 9番の法ということをやわざわざ入れる必要があるんでしょうか。 ● 念のため、書いておきましょうか。 ● 委員会の名前がそもそもごみ焼却と言っている訳ですね。だからこの施設についてもごみ焼却施設と言っといたらいいと思う。
佐藤委員	<ul style="list-style-type: none"> ● ただ、調停条項の第1条で謳っていますが、「循環型総合リサイクル施設としての新しいごみ焼却施設の建設計画を早期に策定」となってますので、そうしておいて頂きたいと思います。
元島委員	<ul style="list-style-type: none"> ● 事務局で、経緯をきっちりとしおけば、どんな要件でも平易な言葉を使うのがやっぱりいいでしょうから、平易な言葉で経緯だけ残しておいてもらったら如何でしょうか。
郡寫委員長 森住委員	<ul style="list-style-type: none"> ● そういう議論があったけれども、ここでは一応ごみ焼却施設にしておきましょう。 ● 最後の12番ですが、新候補地の住民の方がどんなことをさせてもらえるのかとすることを判るようにしといた方が良くと思います。アセスメントに対して疑問が出てきたら、どういう保証がされているのか、また、アセスメントが始まったら住民の方にどういうふうに参加してもらおうのか、基本方針に書いた方が良く。
郡寫委員長	<ul style="list-style-type: none"> ● 名称につきましては、先程のような形でそれぞれのところで使い分ける。特に、受け入れ先の方々にご説明を頂くときは、ご注意頂くということで、よろしくお願ひしたいと思います。

意見要約内容

(4) エネルギー回収推進施設（ごみ焼却施設）の移転候補地区を選定する際の基本条件について

三浦委員

- 基本条件の1のところ、300m以内に学校、幼稚園、保育園、病院がなく、住宅地群に近接していないという表現で、具体的にうたっておくと受ける側としては、神経質になるんじゃないのかなというのがひとつです。それともう一つ3番目の良好な住宅地と謳っておりますが、持って行く場所は良好じゃないということになりますから、これは非常に相手の神経を逆なでする表現なので、住居専用地域と表現してはいかかかなというふうに思います。

阪本委員

- 人口の密集した地域と言うとおのずと道路が整備されて、ごみの収集運搬効率がよいところになると思います。逆に人口の密集していない地域ということになれば、運搬効率が当然悪くなると思います。ですからこの3番と5番については非常に相反する二つの事柄が入っている。それだけに選定地を選ぶのが難しいということになると思う。

田中(啓)委員

- 人口の密集した地域というのはどういうイメージがちょっとわき難いので、それが奈良だったらどの程度のどういう地域になるのか説明して頂きたいと思います。

事務局(吉住)

- 次回に奈良市でD I D地区がどういう形で位置付け、位置的にどういう形になっているのかということも図面で判りやすいようにご説明させて頂こうというふうに考えております。要は工業地域とか工業専用地域、また、商業地域を外した多くの方が住んでおられる地域をはずしましょうという主旨で書かせて頂いたんですが、これも次回にスライド等を準備させて頂いて、改めてご説明させて頂けたらなと考えております。

渡辺委員

- 人口の密集と収集運搬の関係ですが、東京はもっと合理的に町の真ん中に工場を造ってみんなが納得している。関西は、見えないところに大きい工場を建てている。そういうことも我々考えないといけないのではないかと考えている。それから、自然環境保全するため避けること、生活環境を保全するため避けること、まるで嫌われているもののような表現です。また、特にパッカー車の問題で、狭い道を走ったりとかそういうことが、心配ですので、それについて特に真剣に長い距離走るとかいうことを考えたいと思います。煙突の排ガスの問題より、収集運搬のことについて我々真剣に考えないといけない。

A委員

- 街から外れたところに造るのであれば、パッカー車が全部行く訳にはいかない。当然そうなると中間処理施設なり積み替え施設というのが必要になってくるので、その辺のことも考えておかないと。

郡寫委員長

- 文章表現は少し気をつけながら出してもらおうという形で行政は、もう一度精査して、文章表現が少し適切でないものについては再検討して頂けたらと思います。

森住委員

- 市街地を避けるのか避けないのか、ものすごく大きな基本条件です。そこを文案化しないといけない。

郡寫委員長

- 市街地を除いた形と市街地でも可能なのか2段構えにしなくちゃいけない。

佐藤委員

- ただ調停条項があることも忘れては困ります。今の所在地は市街地のど真ん中だということだけでなく、一定の特定の地域に一定の負担を強いることは、適当ではないということで移転ということ決まったんです。2つ作るんじゃなくて、きちんと決まってることですから、それは尊重して頂きたい。

郡寫委員長

- とりあえず2段構えでやりましょう。場合によっては空集合になる可能性があります

意見要約内容

	<p>から、そうすると市街地も入れざるを得ないという形も出てきますから。</p>
森住委員	<p>(5) エネルギー回収推進施設（ごみ焼却施設）の候補地選定方法について</p> <ul style="list-style-type: none"> ● どの方法をとろうと、一番最後の1地区に絞る場合に矛盾が出てきますから、あまり差はないと思います。複数の地域を選定した上で、その段階でとにかく公表する。各地区がどういう反応をするのか、それをほんとうに精査の方が多分一番現実的だと思います。
田中(啓)委員	<ul style="list-style-type: none"> ● エリアを地図上に落とすというのは、この委員会の中でみんなであれやこれやとやる訳ではないと思うんです。要するに1と2はどのような手段でやろうか、結局エリアというのはいくつもA地区B地区C地区というのを2の(1)のこういったもの作り上げたものをいったん出して頂ければいいと思います。
事務局(吉住)	<ul style="list-style-type: none"> ● 今の候補地選定につきましては、奈良市として将来的に決めて行くとしたら、この方法が一番ベターかなということで、1番目の方法が整理しやすいということで考えております。
B委員	<ul style="list-style-type: none"> ● 市が公共用地として取得して、未利用があるように聞いています。それから公社ですか、これも面積、それをやはりオープンにして頂く必要があるかなと思います。
郡寫委員長 佐藤委員	<ul style="list-style-type: none"> ● それも追加的な資料として、次回出して頂けたらと思います。 ● 奈良市だけに限らず県でもいいんです。そういう公有地あるいは共有地などのリストアップを是非して頂きたい。
郡寫委員長	<ul style="list-style-type: none"> ● それも追加資料として出ますか出ませんか、事務局。今の意見に対して対応されますか、対応できますか。
事務局(平岡 部長)	<ul style="list-style-type: none"> ● 十分検討させて頂いて、出せる範囲内で提出させて頂きたい。庁内にこの未利用地の利用の促進するための検討委員会が出来ておりますので、検討に入っている所については、出させて頂きたいと思っております。
吉田委員	<ul style="list-style-type: none"> ● 空いてる土地を使うというのであれば、近隣自治体との共同施設という考え方もあるかとは思いますが。
郡寫委員長	<ul style="list-style-type: none"> ● 広域行政の話ですよ。広域的な行政をどういうふうに奈良県がやろうとしているのか。
事務局(豊田 次長)	<ul style="list-style-type: none"> ● 現在、奈良県における循環型社会の構想の中ではありません。
三浦委員	<ul style="list-style-type: none"> ● 候補地選定の仕方、ゾーン選定とエリアの選定というふうなことで上がっているが、基本的には資料の4でやった基本条件8つの項目があります。この基本条件に沿ったところは奈良市内にどんな所があるのか、お示し頂いたほうが選びやすい。
事務局(吉住)	<ul style="list-style-type: none"> ● そういう形で整理させて頂こうと考えております。
	<p>(6) 他都市における最新施設等について（事例報告）</p>
郡寫委員長	<ul style="list-style-type: none"> ● 6の他市に於ける最新施設等の事例報告は次回に出して頂いてよろしゅうございますか。
渡辺委員	<ul style="list-style-type: none"> ● 6の事例報告は地方都市の話ですので、渋谷とか池袋のような都市型のものも是非ここで少し触れておいて頂きたい。
佐藤委員	<ul style="list-style-type: none"> ● 議事録の点なんですけど、概要で運用するということが決められましたが、少し簡略す

意見要約内容

國領委員	<p>ざるように思います。特定の委員が発言したことで、ポイントについては入れて、括弧書きで誰が発言したということ入れて頂きたい。</p> <ul style="list-style-type: none">●お願いなんですけれども、用途地区ですか、風致地区というのは奈良市のHPに載せて頂いておりますよね。こういう情報を私たちに頂ければ、自分達で一応勉強しますので、こんな情報がありますよということで、情報提供をお願いしたいと思います。
郡舘委員長	<p>(7) 次回開催日程について</p> <ul style="list-style-type: none">● 次回は6月1日の18時から始めさせて頂きたい。また、2週間前にできるだけ速やかに、資料等も送って頂いてという形でお願いをしたいと思います。 <p>次ぎの先は、8月2日18時ということで、よろしくお願ひしたいと思ひます。</p> <p style="text-align: right;">(以 上)</p>

【決定事項】

- * 第2回策定委員会より議事録は概要版で確認する。
- * エネルギー回収推進施設（ごみ焼却施設）のネーミングをごみ焼却施設とする。
- * 奈良市ごみ焼却施設移転建設計画策定委員会設置要綱第3条2項に「新たに移転候補地となったところの代表者」を入れる。